

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 28 日

羽島市長 松 井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
足近町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数
足近町地区（個人 4 経営体・法人 1 経営体）
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大をめざす。

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 28 日

羽島市長 松 井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
小熊町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数
小熊町地区（個人 3 経営体・法人 1 経営体）
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大をめざす。

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 28 日

羽島市長 松 井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
正木町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数
正木町地区（個人 3 経営体・法人 1 経営体）
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大をめざす。

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 28 日

羽島市長 松 井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
羽島東（竹鼻町・上中町）地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数
羽島東（竹鼻町・上中町）地区（個人 1 経営体、法人 2 経営体）
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大をめざす。

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 28 日

羽島市長 松 井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
中央（江吉良町・福寿町・堀津町）地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数
中央（江吉良町・福寿町・堀津町）地区（個人 4 経営体・法人 1 経営体）
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大をめざす。

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 28 日

羽島市長 松 井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
下中町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数
下中町地区（法人 3 経営体）
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大をめざす。

羽島市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 28 日

羽島市長 松 井 聡

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
桑原町地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 22 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数
桑原町地区（個人 5 経営体・法人 3 経営体・集落営農 1 経営体）
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、担い手への農用地の集積を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大をめざす。